

赤井川村告示第1号

平成31年度及び平成32年度における競争入札に参加する者に必要な資格等について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成31年度及び平成32年度において、赤井川村が発注する工事又は製造の請負、物件の買入れ、その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請について、次のとおりを定める。

平成31年 1月 7日

赤井川村長 赤 松 宏

第1 資格の種類及び調達をする物品等の種類

平成31年度及び平成32年度において赤井川村が締結しようとする契約のうち1の表の左欄に掲げる契約の種類に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする物品等の種類は、当該右欄に定めるものとする。

ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事の資格にあっては、当該資格を、別表1に定めるところにより、契約の金額(工事予定価格)に応じ、AからDまで又はAからC又はAからBまでの等級に区分する。

1

契約の種類	資格の種類	調達をする物品等又は特定役務の種類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測定の委託業務	測定	測定
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事
造林の請負契約	造林	造林
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
物品の購入契約 (その他の業務を含む)	物品の購入 (その他の業務を含む)	産業用機械器具類、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類、油脂・燃料類、被服・繊維皮革類、保守・点検業務、清掃・警備・管理業務、その他の業務を含む
電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	電子計算機、自動車
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発

物件（印刷物を除く。以下同じ）の製造の請負契約	物件の製造	物件
除雪の委託契約（排雪の業務も含む）	除雪	道路除雪、施設除雪、除雪等管理業務

第2 資格要件

1 共通的資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(3)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 市町村税を滞納している者でないこと。

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事及び森林土木工事

ア (ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

- (ア) 平成31年1月1日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の種類に応じ、当該右欄に定める建設業の種類に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	建設業の種類
一般土木工事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業又は解体工事業
舗装工事	舗装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業
建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業、鉄筋工事業又は解体工事業
電気工事	電気工事業、消防施設工事業又は電気通信工事業
管工事	管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業又は熱絶縁工事業
塗装工事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび・土工工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造園工事	造園工事業

- (イ) 資格審査の申請をする日（その日が平成31年4月1日前である場合は、平成31年4月1日）の1年7箇月前の日の直後の営業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以降に(7)に規定する建設業に係る建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の結果通知を受けていること。
 - (ウ) 基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、(7)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。
 - イ 第1のただし書に規定する等級は、(イ)に記載の総合評定値P点を勘案して格付する。（別表2）
- (2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成及び道路清掃
- アからウまでのいずれにも該当すること。
 - ア 平成31年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - イ 平成30年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
 - ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。
- (3) 建築物の設計
- アからエまでのいずれにも該当すること。
 - ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
 - イ 平成31年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - ウ 平成30年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
 - エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。
- (4) 測量
- アからエまでのいずれにも該当すること。
 - ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条1項の規定による測量業者の登録を受けていること。
 - イ 平成31年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - ウ 平成30年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
 - エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。
- (5) 印刷物の製造
- ア及びイのいずれにも該当すること。
 - ア 平成31年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
 - イ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。
- (6) 物品の購入（その他の業務を含む）及び物品の賃貸借
- ア及びイのいずれにも該当すること。

ア 平成31年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(7) 情報システムの開発

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成31年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 平成30年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る実績を有していること。

ウ 2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。

(8) 物件の製造

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成31年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 平成30年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る実績を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(9) 除雪（排雪を含む）

アからイまでのいずれにも該当すること。

ア 平成31年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 平成30年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る実績を有していること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期にしなければならない。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

平成31年1月16日（水）から平成31年2月28日（木）まで

(2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合

第2の3(1)の証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 村長が特に必要と認めた者

村長が指定する日

2 申請の方法

(1) 建設工事等の申請書類は、市町村統一様式に準じるものとする。

ただし、村が別に定めた書類も添付すること。

(2) 物品購入等の申請書類は、村が別に定めたものとする。

(3) 申請書類は、建設課土木係に期日までに提出するものとする。

第4 資格の有効期間

資格の有効期間は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までとする。

ただし、共同企業体にあつては、資格を有すると認めた日から平成33年3月31日までの期間内とする。

第5 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

1 第2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第6 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

(1) 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併、譲渡又は会社の分割により承継した者

(2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体

(3) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事又は森林土木工事の資格を有する者であつて、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの

(4) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

(5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請をしようとする者は、赤井川村役場建設課土木係の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第7 その他

資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人及び入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は暴力団関係者事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、村が実施する入札等に参加出来ない。

（ 建設課土木係 ）